

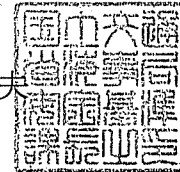


国海安第 148 号
平成 22 年 12 月 28 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斉藤 弘 殿

国土交通省海事局

安全基準課長 久保田 秀夫



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書 検査心得の一部改正について

標記について、改正 MARPOL 条約附属書 I の発効に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に
関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年国土交通省令第 56 号）が平成 23 年 1
月 1 日から施行される予定となっております。

これに伴い、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設
備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査心得の一部を改正し、同日（平成 23 年 1 月 1 日）か
ら適用することといたしましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取り計らい頂きますよ
うお願い申し上げます。



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書 検査心得の一部改正について

平成 22 年 12 月
国土交通省
海事局安全基準課

1. 背景

1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書 I（油による汚染の防止のための規則）及び附属書 VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）の改正に対応するため、第 174 回通常国会に『海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案』を提出し、同改正案は平成 22 年 5 月に成立したところ（以下「改正海防法」という。）である。

改正海防法のうち、船舶間貨物油積替作業に係る規制については、平成 23 年 1 月 1 日の施行日に合わせて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年国土交通省令第 56 号）を平成 22 年 12 月 1 日に公布したところである。

本件は、当該省令の適切な運用を目的とし、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査心得の一部を改正するものである。

2. 改正概要

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査心得の主な改正は、以下のとおり。

- I 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令
 - (1) 「スラッジ」及び「ビルジ」等に係る定義の明確化
 - (2) 船舶間貨物油積替作業手引書の作成に係る技術上の基準のうち、「油の排出を防止するために遵守すべき事項」に係る解釈を新設
 - (3) 附属書 [6] 船舶の機関区域における油性廃棄物の処理システムに関する指針の MEPC 回章の削除
- II 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則
 - (1) 船舶間貨物油積替作業手引書に係る検査準備の新設